

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第3項の規定により、熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業に関する実施方針について、別冊のとおり公表する。

平成14年9月27日

熊本大学長 江口 吾朗

**熊本大学（本荘）発生医学研究センター
施設整備事業 実施方針**

平成 14 年 9 月 27 日

熊本大学

はじめに

熊本大学は、熊本市本荘2丁目2番1号（熊本大学本荘団地中地区）に発生医学研究センター（以下「本センター」という。）の建設を予定しております。

本センターは、昭和14年に体質医学研究所として設置され、その後、改組転換を行い、平成12年4月に現在の発生医学研究センターとして設置されました。

本センターは、政府の推進する「ミレニアム・プロジェクト事業」の主たる研究拠点として全国で4機関（京都大学他）指定されたなかの1機関です。

分子遺伝学・分子生物学・細胞生物学などを基盤として発生学的視点から生命科学と医学の統合的研究推進を図る施設として、平成17年4月の供用開始を目指すものです。

熊本大学は、本センターの施設整備事業の実施にあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）の趣旨にのっとり、民間の提案を募集し、価格を含めて最も優れた提案を行った入札参加者を事業実施に係る選定事業者として選定することとします。PFI法の趣旨にのっとり、民間企業の資金及び高度な技術とノウハウを施設のハード・ソフトの両面に活かすことにより、低廉で質の高いサービスを提供することが可能となり、新しい形での研究推進に貢献できるものと考えております。

以上の趣旨により、実施方針を定めましたので、これをお知らせいたします。

—目 次—

第1	特定事業の選定に関する事項	1
1.	事業内容に関する事項	1
2.	特定事業の選定方法等に関する事項	4
第2	事業者の募集及び選定に関する事項	6
1.	事業者選定の方法	6
2.	選定の手順及びスケジュール	6
3.	入札手続き等	7
4.	入札参加者の備えるべき参加資格要件	10
5.	審査及び選定に関する事項	13
6.	審査結果及び評価の公表方法	14
7.	提出書類の取扱い	14
第3	選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
1.	予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	14
2.	提供されるサービス水準	15
3.	選定事業者の責任の履行に関する事項	15
4.	大学による事業の実施状況の監視	15
第4	立地並びに規模及び配置に関する事項	17
1.	施設の立地条件	17
2.	土地の取得等に関する事項	17
第5	事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	17
第6	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	17
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	18
1.	法制上及び税制上の措置に関する事項	18
2.	財政上及び金融上の支援に関する事項	18
3.	その他の支援に関する事項	18
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	19
1.	情報公開及び情報提供	19
2.	入札に伴う費用負担	19

様式1 実施方針等に関する質問書

様式2 実施方針等に関する意見書

添付資料1 リスク分担表（案）

別添資料1 業務範囲一覧表（案）

別添資料2 熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業 業務要求水準書（案）

別添資料3 熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業 施設設計要求書（案）

第1 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業

(2) 事業に供される公共施設の種類

研究施設

(3) 公共施設の管理者の名称

文部科学大臣 遠山 敦子

（文部科学大臣から本事業について事務の委任を受けた者 熊本大学長 江口吾朗）

(4) 事業目的

発生医学研究センターは、発生学的視点から生命科学・医学の統合的研究推進を図るために平成12年4月、熊本大学に設置された。

この領域の研究は、従来の基礎医学研究においても遺伝学、解剖学、組織学、分子生物学、細胞生物学などの学問分野により培われてきたが、発生医学研究センターは設置使命達成のため、これら関連学問分野を個体発生的見地から統合して研究活動を行っている。

これを更に推進し、研究成果の樹立と国内外の研究者への分与を行う研究活動の拠点としてふさわしい研究環境を構築することを施設整備事業の目的とする。

(5) 事業の範囲

熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業（以下「本事業」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律」（以下「PFI法」という。）に基づき、選定事業者が新たに熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設を設計・建設し、維持管理業務を遂行することを、事業の範囲とする。熊本大学（本荘）発生医学研究センターの運営及び研究業務については、熊本大学（以下「大学」という。）が行う。

対象となる事業の範囲は、次頁のとおりとする。（具体的な業務の範囲については、別添資料1 業務範囲一覧表（案）、別添資料2 熊本大学（本荘）発生医学研究センター

施設整備事業 業務要求水準書（案）及び別添資料 3 熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業 施設設計要求書（案）を参照）

1) 熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備業務

- ① 事前調査業務（地質調査・埋蔵文化財調査含む）及びその関連業務
- ② 施設整備に係る設計（基本設計・実施設計）及びその関連業務
- ③ 施設整備に係る建設工事及びその関連業務
- ④ 附帯設備の設置工事及びその関連業務
- ⑤ 工事監理業務
- ⑥ 周辺家屋影響調査・対策
- ⑦ 電波障害調査・対策
- ⑧ 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

※ 設計と条件等は、施設設計要求書（案）において提示する。

2) 熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設維持管理業務

- ① 建築物保守管理業務（点検・保守・修繕・その他一切の保守管理業務を含む）
- ② 建築設備保守管理業務（点検・保守・修繕・その他一切の保守管理業務含む）
- ③ 外構施設保守管理業務（点検・保守・修繕・その他一切の保守管理業務を含む）
- ④ 清掃業務（建築物内部及び敷地内の清掃業務）
- ⑤ 警備業務
- ⑥ 環境測定業務

3) その他の業務

- ① 現研究施設の解体撤去業務

※ 維持管理業務にかかる光熱水費は大学が実費を負担する。

※ 発生医学研究センター施設の大規模修繕については、事業期間中の実施は予定していない。

(6) 選定事業者の収入

大学は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち、施設の設計、建設、既設施設の解体撤去に係る費用については、事業期間中あらかじめ定める額を事業契約に基づき事業者に支払う。また、施設の維持管理に係る費用については、事業契約書の規定に従い物価変動等を勘案して定める額を事業期間に亘り選定事業者に支払う。支払い方法については入札説明書及び事業契約書（案）にて提示する。

(7) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき実施するものとし、選定事業者は文部科学省（以下「国」という。）が所有権を有する土地にある既設施設を解体撤去し、熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設を設計、建設した後に、大学に施設を引き渡し、事業期間中に係る維持管理業務を実施するBTO（Build, Transfer and Operate）方式を想定している。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、平成15年7月から平成30年3月までの15年間（設計・建設2年間、維持管理13年間）とする。

(9) 事業スケジュール

事業期間

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| ① 調査・設計・建設期間 | 平成15年(2003年)7月～平成17年(2005年)3月 |
| ② 引渡の期限 | 平成17年(2005年)3月末日 |
| ③ 供用開始 | 平成17年(2005年)4月(予定) |
| ④ 維持管理期間 | 平成17年(2005年)4月～平成30年(2018年)3月 |

本施設は時限10年で設置されたものであり、事業期間中の平成22年3月31日に時限を迎える（時限に伴うリスクは添付資料1 リスク分担表（案）を参照のこと）。

(10) 事業に必要と想定される根拠法令等

- ① 建築基準法
- ② 都市計画法

- ③ 消防法
- ④ 国有財産法
- ⑤ 高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律（ハートビル法）
- ⑥ 電波法
- ⑦ 電気事業法
- ⑧ ガス事業法
- ⑨ 下水道法
- ⑩ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- ⑪ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ⑫ 労働安全衛生法
- ⑬ 埋蔵文化財保護法
- ⑭ その他関連法令等

※上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとし、また本事業を行うにあたり必要とされるその他の関係条例及び関係法令等についても遵守のこと。

(11) 事業期間終了時

事業期間の終了時には、選定事業者は当該事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、当該施設を入札説明書に示す良好な状態に保持していなければならない。

2. 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 選定方法

大学は、教官等を取り巻く教育研究環境の向上が図られ、従来型の手法により実施した場合に比べて、P F I（Private Finance Initiative）の手法により実施することが財政資金の効率的・効果的活用が図られることが見込まれる場合に限り、特定事業として選定する。

(2) 選定基準・手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- 1) コスト算出による定量的評価
- 2) 事業者に移転されるリスクの検討

- 3) P F I 事業として実施することの定性的評価
- 4) 上記 1) ～3) を見込んだ V F M (Value for Money) の検討による総合的評価

(3) 選定結果の公表方法

前項の規定に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、V F M 評価を明らかにした上で、掲示板（大学事務局 1F、3F）及び文部科学省、大学のホームページへの掲載により公表する。なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっては、同様に公表する。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価方式一般競争入札（予定）を採用することとする。なお、本事業は平成6年4月15日マラケッシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象であり、「会計法」（昭和22年法律第35号）、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）等に基づいて実施する。

2. 選定の手順及びスケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは、下記のとおりである。

日 程（予定）		内 容
平成14年(2002年)	9月	① 実施方針等の公表／説明会
		② 実施方針等に関する質問受付
	11月	③ 実施方針等に関する質問回答公表
		④ 実施方針等に対する意見招請受付
		⑤ 意見等に対するヒアリング
	12月	⑥ 特定事業の選定
平成15年(2003年)	1月	⑦ 入札説明書等の交付
		⑧ 入札説明書等に関する質問受付
	3月	⑨ 入札説明書等に関する質問回答公表
		⑩ 参加表明、資格確認申請の受付
		⑪ 第一次審査結果の通知
	4月	⑫ 提案書の受付
	6月	⑬ 落札者の選定
		⑭ 選定事業者の公示
	7月	⑮ 事業契約の締結

3. 入札手続き等

(P. 6 の「2. 選定の手順及びスケジュール」を参照)

(1) 実施方針等の公表／説明会 (①)

本事業に対する事業者の参入促進に向け、実施方針等（本編及び別添資料）に関する説明会を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項、支援措置に関する事項等について大学の考え方を提示する。なお、実施方針等は閲覧に供するものとする。

説明会についての詳細は、下記に記載する。

<説明会>

1) 日時及び場所

- 開催日時 平成 14 年 10 月 2 日 (水) 14 時 ～
- 開催場所 熊本大学事務局 1 階 大会議室
- 所在地 熊本市黒髪 2 丁目 39 番 1 号

2) 当日連絡先 熊本大学 施設部 企画課 企画係 電話 096-342-3213 (直通)

3) 注意事項

説明会当日は、実施方針（様式、添付資料含む）、業務範囲一覧表（案）、業務要求水準書（案）、施設設計要求書（案）を配布しませんので、大学のホームページからダウンロードして持参願います。

事前申込は必要なし（現地集合・現地解散を基本とする）。

駐車場に限りがあるため、公共交通機関のご利用をお願いします。

<実施方針等の閲覧>

- 1) 閲覧期間 平成 14 年 9 月 27 日 (金) ～10 月 10 日 (木)
(ただし、土日を除く)
- 2) 閲覧時間 9 時～12 時、及び 13 時～17 時
- 3) 閲覧場所 熊本大学 施設部 企画課 企画係
熊本市黒髪 2 丁目 39 番 1 号

なお、実施方針等は、インターネットでも閲覧できる。

<http://www.kumamoto-u.ac.jp/univ-j.html> (熊本大学ホームページアドレス)

<http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

(文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページアドレス)

(2) 実施方針等に関する質問受付(②)、実施方針等に関する質問回答公表(③)

実施方針等の記載内容に関して質問回答を以下の要領にて行う。

<実施方針等に関する質問の提出>

- 1) 受付期間 平成14年9月30日(月)～10月10日(木)17時必着
- 2) 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、質問書(様式1)に記入の上、電子メールでのファイル添付もしくは、フロッピーの郵送(印刷物も添付)にて提出のこと。

(※ファイル形式はMicrosoft Wordのこと)

宛先:熊本大学 施設部 企画課 企画係

電子メールアドレス:sik-kikaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp

- 3) 回 答 質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成14年11月12日(火)までにインターネット等の方法にて公表する。

<http://www.kumamoto-u.ac.jp/univ-j.html>

(熊本大学ホームページアドレス)

<http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=N>

(文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課監理室ホームページアドレス)

<実施方針等に関する質問回答の閲覧>

- 1) 閲覧期間 平成14年11月12日(火)～11月26日(火)
(ただし、土日を除く)
- 2) 閲覧時間 9時～12時、及び13時～17時
- 3) 閲覧場所 熊本大学 施設部 企画課 企画係
熊本市黒髪2丁目39番1号

(3) 実施方針等に対する意見招請受付(④)、意見等に対するヒアリング(⑤)

実施方針等に対する意見及び具体的な提案を以下の要領にて受け付ける。

- 1) 受付期間 平成14年11月13日(水)～11月19日(火)17時必着
- 2) 提出方法 実施方針等について意見・具体的提案がある場合は、その内容を意見書(様式2)に記入の上、電子メールでのファイル添付もしくは、フロッピーの郵送(印刷物も添付)にて提出のこと。

(※ファイル形式はMicrosoft Wordのこと)

宛先： 熊本大学 施設部 企画課 企画係

電子メールアドレス：sik-kikaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp

- 3) 公 表 提出のあった意見・提案は、原則として公開・公表しない。
ただし、公表することに承諾を得た意見・提案については公表する。
- 4) ヒアリング 事業者等から提出のあった意見・提案等のうち、必要と判断した意見等については直接ヒアリングを行うことも予定している。

(4) 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者等からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合は、速やかに、その内容を掲示板（大学事務局1F、3F）及び文部科学省、大学のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(5) 特定事業の選定（⑥）

大学は、実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業がPFI事業として実施すべき事業か否かを評価し、PFI事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を掲示板（大学事務局1F、3F）及び文部科学省、大学のホームページへの掲載により公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表する。

(6) 入札説明書等の交付（⑦）

実施方針等に対する事業者からの意見等を踏まえ、入札説明書等（入札公告、施設設計要求書、業務要求水準書、事業者選定基準、事業契約書（案）等）を掲示板（大学事務局1F、3F）及び文部科学省、大学のホームページへの掲載により公表する。

なお、入札公告については、官報に掲載する。

(7) 入札説明書等に関する質問受付（⑧）、入札説明書等に関する質問回答公表（⑨）

入札説明書等に記載の内容について質問回答を行うものとする。具体的な日程は、入札説明書等にて提示する。

(8) 参加表明、資格確認申請の受付 (⑩)、第一次審査結果の通知 (⑪)

入札参加者に参加表明書及び第一次審査（資格審査）に必要な書類の提出を求める。
第一次審査の結果は、入札参加者に通知する。なお、参加表明書の提出方法・時期、第一次審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書により提示する。

(9) 提案書の受付 (⑫)

第一次審査通過者に対し、入札説明書に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査に当たって、大学が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うこともあり得る。なお、提案書の提出方法・時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書により提示する。

(10) 落札者の選定 (⑬)

提案書の審査により落札者を選定し、入札参加者に通知する。

(11) 選定事業者の公示 (⑭)、事業契約の締結 (⑮)

正式に落札者を選定事業者と決定し、官報等により公示し、選定事業者と契約を締結する。

4. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の参加要件等

入札参加者は、単独企業（以下「入札参加企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とし、入札参加企業又は入札参加グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。また、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、参加表明書において協力会社と明記し、以下の要件を満たすこと。

また、入札参加グループで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札参加手続きを行うこと。

① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該

当しない者であり、かつ同令第72条に規定する資格を有する者であること。

- ② 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしていない者であること。
- ③ 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、当該支出負担行為担当官から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成6年5月17日付け分施指第83号文教施設部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 大学が本事業について、アドバイザリー業務を委託した（財）日本経済研究所並びに（財）日本経済研究所が本アドバイザリー業務において提携関係にある（株）山下設計、アンダーソン・毛利法律事務所又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ⑤ 入札参加企業、あるいは入札参加グループの構成員及び協力会社のいずれかが、他の入札参加企業、入札参加グループの構成員又は協力会社として参加していないこと。
- ⑥ 審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

（2） 入札参加者の構成員等の資格等要件

入札参加企業、入札参加グループ及び協力会社のうち設計、建設及び維持管理の各業務に当たる者（落札者が特別目的会社を設立した場合にあっては、特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む）は、それぞれ①、②及び③の要件を満たすこと。

なお、①、②及び③のうち、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる。

- ① 設計に当たる者は、次の要件を満たすこと
 - ア 文部科学省において平成14・15年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として登録されている者であること。
 - イ 経営状況が健全であること。
 - ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。
 - エ 建築士法（昭和25年法律202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - オ 平成4年度以降に、本事業と同種業務の建物の設計実績があること。なお、同種業務の具体的要件は入札説明書において示す。

② 建設に当たる者は、次の要件を満たすこと

- ア 文部科学省において一般競争参加者の資格を有し、各工事において、一般競争参加者の資格第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が次の点数以上であること。

建築一式工事	1050点
電気工事	950点
管工事	950点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは、差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただしこの場合においては、共同して工事を実施するすべての入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。

- イ 提案内容に対応する建設業法（昭和22年法律第100号）の許可業種につき許可を有して営業年数が3年以上ある者であること。
- ウ 平成4年度以降に、本事業と同種業務の建物の建設実績があること。なお、同種業務の具体的要件は入札説明書において示す。

③ 維持管理に当たる者は、次の要件を満たすこと

- ア 文部科学省競争参加資格（全省庁統一規格）において平成14年度に九州・沖縄地域の「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。
- イ 請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であること。
- ウ 平成4年度以降に、本事業における施設と同種の維持管理業務実績があること。なお、同種業務の具体的要件は入札説明書において示す。

なお、参加表明書により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、大学と協議を行うこととする。また、落札者については、事業契約締結前までに上記（1）及び本資格等要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

入札参加資格要件の詳細については、入札説明書において示す。

(3) 参加資格確認基準日

資格確認基準日は平成15年3月頃を予定。

※特別目的会社の設立等

入札参加者は、本事業に係る入札の結果、落札者として決定した場合は、本事業を

実施する商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社として特別目的会社を設立する。なお、入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率の合計は、全体の 50%を超えるものとする。

全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

5. 審査及び選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

審査は、学識経験者及び大学で構成する熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて行うものとし、審査委員会のメンバー及び審査委員会で定める事業者選定基準は入札説明書と併せて公表する。

審査委員会において、建築計画、事業計画、維持管理計画等の各面から総合的に提案書の審査を行い、優秀提案を選定する。その後、大学が落札者を選定する。

審査委員会において、優秀提案を選定するまでの間に、入札参加者の構成員が予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に基づく入札参加者の制限または当該支出負担行為担当官から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成 6 年 5 月 17 日付け文施指第 83 号文教施設部長通知)に基づき、本件工事の施工場所を含む区域を指名停止の措置対象区域とする指名停止を受けた場合には選定しない。

(2) 審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により行うこととする。

1) 第一次審査

- ・ 入札参加者の備えるべき参加資格要件の具備の有無
- ・ 本事業と同種の経験等

2) 第二次審査

- ・ 入札価格
- ・ 入札説明書と併せて公表する事業者選定基準に基づく、建築計画、事業計画、維持管理計画等の総合的な提案内容

(3) 事業者の選定

選定事業者と大学は事業契約書に基づき契約手続きを行う。

6. 審査結果及び評価の公表方法

審査の結果は掲示板（大学事務局 1F、3F）及び文部科学省、大学ホームページ等を通じて公表する。

7. 提出書類の取扱い

(1) 著作権

入札提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、本事業において公表及びその他大学が必要と認める時には、大学は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本事業の公表以外には使用しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行なった入札参加者が負う。

第3 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、大学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、大学が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

大学と選定事業者の責任分担は、原則として添付資料 1 リスク分担表（案）によることとし、意見招請の結果を踏まえ、必要な事項については入札説明書の公表時において明らかにする。

2. 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、施設設計要求書及び業務要求水準書として提示する。

3. 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約書（案）に基づき作成された事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

なお、事業契約締結に当たっては、契約の履行を確保するために、以下のいずれかの方法による事業契約の保証を行うことを想定している。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 国債証券等の提供など契約保証金の納付に代わる措置
- ・ 建設期間中（設計含む）における履行保証保険付保等による保証措置

4. 大学による事業の実施状況の監視

(1) モニタリングの実施

大学は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、施設設計要求書、業務要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

(2) モニタリングの時期

1) 基本設計・実施設計時

大学は、選定事業者によって行なわれた設計が大学の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

2) 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に大学から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。また、大学が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

3) 工事完成・施設引渡し時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場で大学の確認を受ける。この際、大学は、施設の状態が事業契約書に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。

確認の結果、事業契約書において定められた水準を満たしていない場合には、大学は補修または改造を求めることができる。

4) 施設供用開始後（維持管理段階）

大学は、維持管理段階において、定期的に業務の実施状況を確認する。

5) 財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎年度、公認会計士による監査を経た財務の状況について、大学に報告しなければならない。

(3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書において公表する。

(4) モニタリングの費用の負担

大学が実施するモニタリングにかかる費用は、大学の負担とする。

(5) 選定事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、事業契約書で定められた要求水準が維持されていない場合、大学は選定事業者に対して支払額を減額する。減額の考え方については、入札説明書にて提示する。

第4 立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 施設の立地条件

- | | | |
|---|---------|--|
| ① | 地区地番 | 熊本市本荘2丁目2番1号 |
| ② | 敷地面積 | 25,091 m ² |
| ③ | 敷地前面道路 | 15m（敷地と接する長さ 161m） |
| ④ | 区域 | 都市計画区域（市街化区域） |
| ⑤ | 用途地域 | 第二種住居地域（5,198.8 m ² ）
近隣商業地域（19,892.2 m ² ） |
| ⑥ | 形態規制 | |
| | a) 建ぺい率 | 60%（第二種住居地域）、80%（近隣商業地域） |
| | b) 容積率 | 200%（第二種住居地域）、300%（近隣商業地域） |
| ⑦ | 防火指定 | 準防火地域 |

※その他の立地条件は、別添資料3 施設設計要求書（案）を参照すること。

2. 土地の取得等に関する事項

土地は、国所有の行政財産とし、建設期間は選定事業者は無償で貸与する。

第5 事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合、大学と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については熊本地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

① 選定事業者契約不履行の懸念が生じた場合

大学は事業契約書の定めに従い選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができる。なお、その他の対応方法については、事業契約書にて規定する。

② その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約書中に定めるその事由ごとに、責任の所在による修復等の対応方法に従う。

③ 金融機関（融資団）と大学との協議

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、大学は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関（融資団）と直接契約を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らのリスクでその活用を行うこととし、大学は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。

3. その他の支援に関する事項

その他の支援については、以下のとおりとする。

- 事業実施に必要な許認可等に関し、大学は必要に応じて協力を行う。
- 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、大学と選定事業者で協議を行う。

第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 情報公開及び情報提供

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき情報公開を行う。
情報提供は、適宜、掲示板（大学事務局 1F、3F）及び文部科学省、大学ホームページ等を通じて行う。

2. 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札にかかる費用については、すべて入札参加者の負担とする。

実施方針等に関する問合せ先：

熊本大学 施設部 企画課 企画係

住 所：〒860-8555 熊本市黒髪2丁目39番1号

電 話：096-342-3213（直通）

F A X：096-342-3210

電子メール：sik-kikaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp

(様式1)

平成 年 月 日

実施方針等に関する質問書

「熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業実施方針」及び配付資料について、質問事項がありますので、提出します。

質 問 者	会社名 所在地 所属/担当氏名 電話 FAX E-mail
項 目	(実施方針または配付資料名・ページ)
内 容	

留意：質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にとりまとめて記載すること。

※整理項目	1	2	3	4	5	6		
-------	---	---	---	---	---	---	--	--

※欄：質問受付後、大学によって記入を行う。

(様式2)

平成 年 月 日

実施方針等に関する意見書

「熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業実施方針」及び配付資料について、意見・提案がありますので、提出します。

意見者	会社名 所在地 所属/担当氏名 電話 FAX E-mail
公表の承諾	(いずれかの[]に○を記入) []公表してもよい []公表を望まない
意見項目	
内容	

留意：意見・提案事項は、本様式1枚につき1項とし、簡潔にとりまとめて記載すること。

※整理項目	1	2	3	4	5	6		
-------	---	---	---	---	---	---	--	--

※欄：意見・提案受付後、大学によって記入を行う。

添付資料1 リスク分担保表（案）

リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者	
				大学	事業者
共通	入札説明書リスク	1	入札説明書の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等	○	
	入札リスク	2	入札費用の負担		○
	資金調達リスク	3	必要な資金の確保に関するもの		○
	契約リスク	4	選定事業者と契約が結べない、または契約手続きに時間がかかる場合	○	○
	制度関連リスク	政治・行政リスク	5	国の債務負担行為の設定に関する承認が得られない場合	○
			6	政策の変更	○
		法制度リスク	7	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（本事業に類型的又は特別に影響を及ぼすもの）	○
			8	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）	○
		許認可リスク	9	大学が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○
			10	選定事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○
		税制度リスク	一般的な税制変更（新設含む）に関するもの		
			11	収益関係係の変更に関するもの	○
			12	上記以外の変更に関するもの	○
			13	消費税の範囲変更及び税率変更に関するもの	○
			14	PFI事業に特定の税制の新設・変更	○
	社会リスク	住民対応リスク	15	大学による施設の設置及び運営に対する住民反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの	○
			16	上記以外のもの（選定事業者が行う調査、建設、維持管理に関するもの）	○
		環境問題リスク	17	選定事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光・臭気に関するもの	○
		第三者賠償リスク	18	選定事業者が行う業務に起因する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故及び電波障害対策に関するもの	○
			19	大学の運営業務に関する事故または通常避けることが不可能な地盤沈下、地下水断絶等により第三者に損害を与えた場合	○
	債務不履行リスク	選定事業者の責めによるもの	20	選定事業者の事業放棄、破綻によるもの	○
			21	選定事業者の責めにより最終期限日までに工事が完成せず契約解除に至った場合	○
			22	選定事業者の提供するサービスの品質が要求水準書に示す一定のレベルを満たさなかった場合	○
		大学の責めによるもの	23	大学の債務不履行	○

リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者		
				大学	事業者	
共通	不可抗力リスク	24	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱 その他これらに類似した事変又は暴動など（※）	○	○	
		25	自然的や人為的な事象のうち保険等又は同等の措置を超えるもの（※）	○	○	
	金利リスク		金利の変動（※1）			
		26	設計・建設期間中（※2）	○	○	
		27	維持管理期間中		○	
	物価リスク		物価の変動			
		28	設計・建設期間中		○	
		29	維持管理期間中	○	○	
計画段階	計画・設計リスク	発注者責任リスク	30	選定事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		○
			31	大学側の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの	○	
	測量・調査リスク	32	大学が実施した測量・調査に関するもの	○		
		33	選定事業者が実施した測量・調査に関するもの		○	
		34	地質障害（撤去作業に伴う計画地の土壌汚染を含む）、地中障害物及び埋蔵文化財調査により新たに必要となった費用の負担及び工期の延長	○		
	設計リスク	35	大学の提示条件、指示の不備、大学の要求に基づく変更によるもの	○		
		36	選定事業者による指示、判断の不備		○	
	建設段階	建設リスク	土地瑕疵リスク	37	計画地の土壌汚染に関するもの	○
工事遅延リスク			38	選定事業者の責めにより工事が契約に定める工期より遅延する、又は完工しない場合（ただし大学の要求による設計変更等に起因する場合を除く）		○
			39	大学の要求による設計変更等により遅延する、又は完工しない場合	○	
工事監理リスク			40	工事監理に関するもの		○
工事費増大リスク			41	大学の指示に起因する工事費の増大	○	
			42	上記以外の要因による工事費の増大		○
要求性能未達リスク			43	要求性能不適合（施工不良を含む）		○
施設損傷リスク			44	使用前に工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		○

（※）原則選定事業者負担とし、一定の金額／割合／期間に対応するものについては、大学が負担する。

（※1）金利変動に伴う支払の改訂は原則として行わない方針。

（※2）基準金利決定のタイミングについては、入札説明書において提示する。

リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者	
				大学	事業者
維持管理段階	支払遅延・不能リスク	45	大学の支払遅延・不能に関するもの	○	
	計画変更リスク	46	大学の指示による事業内容や用途の変更等に起因する費用負担及び業務内容の変更に関するもの（時限に係るもの）（※3）	○	
		47	大学の指示による事業内容や用途の変更等に起因する費用負担及び業務内容の変更に関するもの（上記以外のもの）（※4）	○	
		48	大学の指示による施設内容の変更等に起因する費用負担及び業務に関するもの（時限に係るもの）（※3）	○	
		49	大学の指示による施設内容の変更等に起因する費用負担及び業務に関するもの（上記以外のもの）（※4）	○	
維持管理リスク	要求水準未達リスク	50	要求水準不適合（施工不良を含む）		○
	施設瑕疵リスク	事業期間中に施設に瑕疵が見つかった場合			
		51	開業後10年以内		○
		52	開業後11年目以降	○	
	維持管理コスト	53	大学の指示以外の要因による維持管理費の増大（物価・金利変動によるものは除く）		○
	施設損傷リスク	54	施設の劣化に対して選定事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因するもの		○
		55	事故・火災等によるもの（大学及び第三者の責めによる場合）	○	
		56	事故・火災等によるもの（選定事業者の責めによる場合）		○

※3 本施設は、事業期間中の平成 22 年 3 月 31 日に時限を迎える。時限に伴うリスクはリスク分担表（案）に示したように大学が負うものとする。

※4 将来、施設内の間仕切り等の変更を行うことが想定される。